明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（文部科学二五）　一
〔告　示〕
○地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づく経営健全化計画の概要を公表する件（総務二四二）　二
○特定高速電子計算機施設の共用の促進に関する基本的な方針（文部科学一二〇）　四
〔人事異動〕
財務省　六
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
西日本高速道路株式会社高速道路工事一部完了、公認会計士等の登録及び登録抹消関係　三
地方公共団体
行旅死亡人関係　三
会社その他
会社決算公告　三

省令

○文部科学省令第二十五号

特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律（平成六年法律第七十八号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年七月十四日　文部科学大臣　髙木　義明

特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律施行規則（平成十八年文部科学省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第五号中「除く。」の下に「次項第六号において同じ。」を加え、同条第二項第二号中「建設」の下に「及び維持管理」を加え、同項中第三号を第七号とし、第二号の次に次の四号を加える。

三　特定高速電子計算機施設の運転に関する計画
四　施設利用研究を行う者に対する超高速電子計算機の供用に関する計画
五　特定高速電子計算機施設の利用条件に関する事項
六　利用促進業務に関する次に掲げる事項
イ　特定高速電子計算機施設を利用して研究等を行う者の選定における次に掲げる事項に関する基本的な方向
(1)　特定高速電子計算機施設を利用して重点的に行うべき研究等の分野に関する事項
(2)　基礎的、応用的及び開発的な研究等に対する特定高速電子計算機施設の利用時間の配分に関する事項
ロ　特定高速電子計算機施設を利用して研究等を行う者の募集及び選定の実施に関する計画
ハ　特定高速電子計算機施設の利用時間の設定に関する事項
ニ　利用支援業務の実施に関する計画
ホ　利用支援業務を担当する者の資質の向上のための措置その他利用支援業務の充実のための措置に関する事項

第六条第一項中「（特定放射光施設又は特定中性子線施設に係るものに限る。）」を削り、同条第二項中「前項の申請書」を「特定放射光施設及び特定中性子線施設に係る前項の申請書」に改め、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　特定高速電子計算機施設に係る第一項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一　登録を受けようとする者が法人である場合にあっては、次に掲げる書類
イ　定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの
ロ　役員の氏名及び経歴を記載した書類
ハ　申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表及び当該事業年度末の財産目録又はこれらに準ずるもの（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録）
二　登録を受けようとする者が個人である場合にあっては、次に掲げる書類
イ　住民票の写し（外国人にあっては、外国人登録証明書の写し）及び履歴書
ロ　資産に関する調書
三　登録を受けようとする者が法第十条各号のいずれにも該当しないことを説明する書類
四　利用者選定業務を行う部門の専任の管理者の氏名及び経歴を記載した書類並びに専任の管理者の雇用契約書の写しその他申請者の専任の管理者に対する使用関係を証する書類
五　研究実施相談者、ネットワーク管理者及び情報処理安全管理者の氏名を記載した書類
六　研究実施相談者、ネットワーク管理者及び情報処理安全管理者が、それぞれ法第十一条第一項第二号の表の特定高速電子計算機施設の項の下欄各号に規定する知識経験を有することを証する書類